

運営規程の一部改正（案）について

【ポイント】

1. 平成30年4月1日の農業保険法の施行に伴い、業務名が「農業災害補償関係業務」から「農業保険関係業務」に改称されることから、運営委員会の名称について、変更を行うもの。
2. やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決の方法について、新たに定めるもの。

独立行政法人農林漁業信用基金農業保険関係業務運営委員会運営規程（案）

平成28年3月10日運営委員会決定
平成30年2月26日一部改正

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。）第11条の2の規定に基づき農業保険関係業務に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 運営委員会は、信用基金法第11条の2第2項及び第3項に規定する事項を処理する。

（委員長）

第3条 運営委員会に委員長1人を置き、運営委員の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。

（招集）

第4条 運営委員会は、年2回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 委員長は、理事長から要請があったとき又は運営委員の3分の1以上の要求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

（議事）

第5条 運営委員会は、委員長又は第3条第3項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。

4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。

(委員の欠席)

第6条 運営委員会を欠席する運営委員は、代理人を運営委員会に出席させ、又は他の運営委員に議決権の行使を委任することができない。

2 運営委員会を欠席する運営委員は、委員長を通じて、運営委員会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、非公開とする。

(議事概要)

第8条 委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。

2 議事概要には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 提出議案
- (4) 議事経過の概要及びその結果
- (5) 閉会の日時
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

3 第5条第3項の規定により議決を行った場合の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。

(議事録)

第9条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び委員長の指名する運営委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、共済部農業共済課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

独立行政法人農林漁業信用基金農業災害補償関係業務運営委員会運営規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人農林漁業信用基金<u>農業保険関係業務</u>運営委員会運営規程</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金<u>農業災害補償関係業務</u>運営委員会運営規程</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。）第11条の2の規定に基づき<u>農業保険関係業務</u>に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。）第11条の2の規定に基づき<u>農業災害補償関係業務</u>に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第2条～第4条 (略)</p>	<p>第2条～第4条 (略)</p>
<p>(議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。</u></p>	
<p><u>4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。</u></p>	
<p>第6～7条 (略)</p>	<p>第6～7条 (略)</p>
<p>(議事概要)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議事概要)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>3 第5条第3項の規定により議決を行った場合の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。</u></p>	
<p>第9～11条 (略)</p>	<p>第9～11条 (略)</p>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。